

# 保険・年金 フォーカス

## アセアン経済共同体(AEC)と 保険市場の自由化について

—15年末発足予定の AEC の保険市場への影響と意義

保険研究部 兼 経済研究部 主席研究員 アジア部長 平賀 富一  
(03)3512-1822 hiraga@nli-research.co.jp

### 1—アセアン経済共同体(AEC)とは何か

アセアン(東南アジア諸国連合: Association of South East Asian Nations (ASEAN))は、1967年、インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの5か国(以下「先行加盟5か国」)により発足した。その後ブルネイ(84年)、ベトナム(95年)、ラオス・ミャンマー(97年)が加盟し現在の加盟国は10ヶ国となっている。アセアンは域内の結びつきを強化する取組みを続けてきており、2015年末までに「アセアン共同体」(AC)、「アセアン安全保障共同体」(ASC)、「アセアン社会・文化共同体」(ASCC)、「アセアン経済共同体」(AEC)の3つの共同体からなる)の創設を目指している。

この内、AECは、保険事業を含む経済面での基盤となるものであり、域内における貿易や投資を拡大させ、金融・資本市場の発達を促すことなどを目的としている。2003年の第9回アセアンサミット(於バリ)でAECを含むアセアン共同体の創設が合意された。その後、2007年11月の第13回アセアンサミット(於シンガポール)で2015年末の発足が決められ、その道程を示す計画(AECブループリント)が示された。

AECブループリントでは、①単一市場・生産拠点(貿易自由化・円滑化、サービス自由化、投資自由化、資本移動の自由化、熟練労働者の移動の自由化、優先統合分野、食糧・農業・林業)、②競争力のある経済圏(競争政策、消費者保護、知的財産権保護、インフラ開発、課税、電子商取引)、③平等な経済発展(中小企業の発展、アセアン統合イニシアティブ)、④世界経済への統合(対外経済関係の調和化、世界の供給網への統合強化)、という4つの柱をその内容としている(ただし、AECは欧州連合(EU)のような高度な共同体ではなく、自由貿易協定や経済連携協定に近い概念と言える)。重点的に取り組むべき17の要素(コアエレメント:上記①-④のカッコ内記載の各事項)とその内訳である細分化した176のターゲットを明示し、①2008-2009年、②2010-2011年、③2012-2013年、④2014-2015年の4つの段階(フェーズ)に区切って進捗状況を測定することとしている。

AECブループリントにおける取組状況の進捗は、アセアン事務局がスコアカードを作成しモニタリングを行っている。14年9月時点において、フェーズ③(2012-2013年)の結果は公表されていないものの、第46回ASEAN経済大臣会合の共同声明(2014年8月)において、「ASEAN経済共同体(AEC)の主要な成果目

標のうち、2013年中に達成する目標であった229項目中、82.1%(188項目)が実施された」と言及されている(ASEAN 日本政府代表部(2014)による)。さらに、2015年1月の「ASEAN: A Community of Opportunities」とのタイトルの文書によれば、2014年末時点では83.8%まで進展している由である。

しかしながら、進捗度合いには、各分野や項目によるバラツキが見られている。

企業の関係者や投資家等が大きく注目している上記①の単一市場・生産拠点の項を見ると、そのコアエレメントとして、貿易自由化・円滑化、サービス自由化などを含む。そのうち、貿易自由化・円滑化について、アセアン自由貿易地域(AFTA)等の推進により、先行加盟5カ国にブルネイを加えた6ヶ国で、2014年8月時点で99.2%の関税撤廃が実施されている。また、残り4ヶ国についても、2013年末までに72.0%の関税撤廃が完了しており、2015年末までには7%の例外分を除いて実施予定と大きな前進が実現している。一方、非関税障壁、サービスの自由化などその他の分野の多くについては、実質的な進捗の遅れが指摘されている。

また、進捗度の評価のプロセス、対象施策、達成率の基準などが公表されていないことに加え、アセアン事務局が各国への強制力をもたないことに加えて、各国が実行を約束する旨表明している事項や内容についてもサービスの自由化に関して後述するような問題が存在している。

次に、保険事業にも最も大きな影響があるサービス分野の自由化に関する要点を述べる。

この項目は、「アセアンのサービスに関する枠組み協定(AFAS)」の下で取組みが行われている。サービスを、世界貿易機関(WTO)における「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS:General Agreement on Trade in Services)で示される4つのモード(モード1:国境を越えるサービス取引、モード2:海外におけるサービス消費、モード3:業務上の拠点を通じてのサービス提供、モード4:自然人の移動によるサービス提供)に区分した上で、それぞれ推進されることになっている。

加盟各国が自由化について約束した事項はパッケージと呼ばれる書面で取りまとめられており、サービス分野(合計155の細目からなるサブセクターに区分)を、「航空サービス(5サブセクター)」、「金融サービス(保険を含む12のサブセクター)」と「それ以外(138サブセクター)」の3区分に分けて取組みが行われている。

深沢・助川(2014)は、「自由化する分野を加盟各国が自ら決定し提示する方式は、自由化しても大きな問題がない分野を先に、国内産業への影響が懸念される分野を後に、それぞれ時間差を設けて自由化できる」こと、「実際に外資が参入できる分野は極めて限られた分野にとどまる懸念がある」ことを指摘し、2015年末のAEC発足後も上記サブセクターにあるサービス全てが自由化される訳ではない旨を述べた上で、次の例を挙げている。すなわち、各国が自らの裁量で、サブセクターをさらに細分化し自由化する分野を限定することが可能であるため、あるサブセクター全体を対象にしても、または、当該セクターの中の限られた一部分のみを対象にしても、一つでも自由化を行う分野を設ければ「自由化が約束された分野」として当該セクターがカウントされることになる。より具体的には、ベトナムとタイが、サブセクターの一つである「卸売サービス」に関して両国ともに「自由化を約束した分野」とカウントされているが、その中身を見ると、ベトナムは「卸売サービス」全体の自由化を約束しているが、タイは「卸売サービス」の内、医療品の卸売サービスのみの自由化を約束しているという事例が紹介されている。

保険業を含む金融サービス部門についてみると、加盟各国の経済規模や産業発展度に大きな違いがあることから、その自由化に当たっては、各加盟国が、それぞれ、秩序ある金融部門の発展と金融・社会経済的な安定を維持しつつ進めることとして以下の原則が採用されている。

- ①準備が整った諸国が先行し、他国が後から参加可能な「アセアン-X」と呼ばれる方式による。
- ②自由化の進展は、各国の政策の目的を尊重し、それらの経済・金融部門の発展段階を踏まえる。

さらに、取組みの手法としては、個別分野・方式につき、認識している制限につき2015年までに段階的に自由化し、それ以外の個別分野や方式の制限については2020年までに段階的に自由化するとしている。

金融サービス部門の進捗状況については、第5パッケージ(2011年5月公表)と呼ばれるものが最新版であり、その中で各国が保険業を含む金融の各セクター別にどのような事項を自由化するかの方針が約束表として示されている。ここでも上述の卸売りサービス分野の事例のように、各国が自由化を約束・表明した内容や意図について解釈が難しい点がある。その一例を挙げれば、外資企業による出資規制について、インドネシアは、金融サービス部門に関し、その全体に共通する項では「49%まで」と過半の出資を認めない旨記載しているが、保険を含む非銀行セクターの項では「現行法の規定(筆者注:保険では80%)にしたがう」との矛盾した記載がみられる。さらに別の項には2020年までには外資規制を含めた制限は完全に自由化するとの記載もあり、同国政府の方針や考え方が判然としない。従って、各国の表明している内容について精査すること、および今後の各国による方針表明や記載内容の変化などに注視する必要があると思われる。

## 2—アセアン経済・保険市場の現況とAECが保険市場に与える影響について

以上のように、現状においてAECでの保険業における自由化の進捗度に関する各国の個別の内容には明確でない点も多いが、本項では、アセアン経済・保険市場の現況を見た上で、AECが保険市場に与える影響について考えることとしたい。

### (1)アセアン経済・保険市場の現況

図表-1 アジア主要国の経済・生保の主要指標 (2013年)

	人口 百万人	名目GDP 10億ドル	一人当たりGDP ドル	実質GDP成長率 (2011-13年、 年平均伸び率、%)	生保収入保険料			損保収入保険料		
					10億ドル	一人当たり 収入保険料 ドル	収入保険 料/GDP(%)	10億ドル	一人当たり 収入保険 料ドル	収入保険 料/GDP(%)
シンガポール	5	298	55,182	4.2	14.2	2,637	4.8	10.8	903	1.6
マレーシア	30	315	10,457	5.2	9.8	331	3.1	5.5	185	1.8
タイ	69	387	5,676	3.2	12.4	184	3.2	8.6	129	2.2
インドネシア	238	870	3,510	6.2	13.4	54	1.5	5.0	20	0.6
フィリピン	99	272	2,791	5.9	3.9	39	0.2	1.4	15	1.6
ベトナム	92	171	1,902	5.7	1.1	12	0.7	1.2	13	0.7
カンボジア	15	16	1,028	7.2						
ラオス	7	10	1,594	7.9				0.1		
ミャンマー	53	58	1,113	6.9						
ブルネイ	0.4	17	39,659	0.8	0.1			0.2		
アセアン計	608	2,414	3,970	5.2	54.9	90	2.3%	32.8	54	1.4%
中国	1,387	9,252	6,959	8.2	153.3	111	1.7	126.8	92	1.4
インド	1,254	1,708	1,510	5.2	52.0	41	3.0	13.2	11	0.8
日本	127	4,819	38,468	0.8	383.5	3,017	8.0	110.7	871	2.3

(資料) スイス再保険会社「Sigma No3/2014」(2015年1月updateを反映)、同「Getting together—the ASEAN Economic Community」(2014年11月)、IMF「World Economic Outlook Database, 2014年10月版」により筆者作成

図表-1にあるように、中国、インドに次ぐ6億人超の人口を有するアセアンは、その経済発展により、加盟10カ国合計の経済規模（名目GDP）で、米国、中国、日本、ドイツ、フランス、英国に次ぐ7番目の位置づけと世界経済における存在感を増している。

その中で保険市場も成長しているが、国別の発展度には非常に大きなバラツキがある。また、保険の普及度については、シンガポールを除き、先進諸国に比べて未だ相当低いレベルにある。逆に言えば、今後の普及度向上や保険市場の拡大を予期しうる地域であるといえる<sup>1</sup>。実際、経済発展が続く中、所得の増加による中間層・富裕層の増加、都市化・核家族化の傾向が進行している。かかる状況下で、消費者の購買力の向上、世帯の生活防衛や投資、子供の教育資金準備を含む保険に対するニーズや意識の向上があり、保険契約の増加が見られている。また、多くの国で公的な医療・社会保険の制度の整備は不十分であり、民間保険会社の商品への加入が進んでいる。さらにインドネシア、フィリピン等では「マイクロインシュアランス」（低所得層向けの低価格の保険商品の販売）が、マレーシア・インドネシア等では「タカフル」（イスラム教の教義に沿った保険商品）が市場の拡大に貢献することが想定される。その他、特に損害保険分野では、自然災害リスク、賠償責任リスク、事業中断リスクなどへの対応が重要となっている。このような環境下で、保険会社の資本力や引受け能力、商品開発力の強化、経営の近代化、消費者保護の充実、保険販売網の能力向上や顧客対応力の向上などが求められており、各国の保険監督庁にとっては、それらに対応した政策の立案・実行が重要な課題となっている。

**(2)AECが保険市場に与える影響**（この項は、スイス再保険会社（2014b）や Asia Insurance Review 各号などの情報や指摘を参考にまとめたものである）。

AECでの保険分野における取組みについては、上述したように4つのモード（形態）という区分にしたがって自由化が検討されており各モードごとに考える必要がある。

- ・モード1：国境を越えるサービス取引（例：シンガポールに本拠を置く保険会社によるインドネシア在住者の保険契約の引受け）
- モード2：海外におけるサービス消費（例：マレーシア在住者が、シンガポールに行ってそこで保険契約に加入する）
- モード3：業務上の拠点を通じてのサービス提供（例：シンガポールに本拠を置く保険会社が、タイに支店や子会社・関連会社を設立してそこで保険契約を引き受ける）
- モード4：自然人の移動によるサービス提供（例：シンガポールに本拠を置く保険会社が、タイに従業員を派遣して損害査定や保険金の支払い手続きを行う）

<sup>1</sup> ミュンヘン再保険会社による2013-20年の生命保険料の年平均増収率（実質ベース）の予測によれば、インドネシア（15.7%）、タイ（10.5%）、フィリピン（6.9%）、マレーシア（6.8%）が上位にランクされている。



他方、各国が2015年までに自由化の実行を表明している事項のまとめは以下のとおりであるが、上述したように、保険分野についても各国の記載内容はその裁量によって様々であり、表明した各項目において全ての内容が自由化されるわけではない点に注意が必要である。

図表－2 保険分野における2015年までに自由化する項目とそれを表明している諸国

サブセクター	自由化を表明している国
元受生命保険	インドネシア、フィリピン
元受損害保険	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム
再保険	カンボジア、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム
保険仲介	カンボジア、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム
保険サービス補助業務	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム

(資料) アセアン事務局「AECブループリント 別表1」(2008年)

アセアン保険市場の現状からすれば、上記のような4つのモードにおける自由化の推進は容易ではなく、AEC発足の2015年末の時点を超えてさらに長時間を要すると考えられる<sup>2</sup>。そこでは、AECの中で最も進んでいる財貿易についての関税の削減・撤廃での先例があるように、先行しうる諸国ごとに交渉・実施が行われ、その後別の国が参加・フォローするという流れになるだろう。さらに、保険を含む金融サービス分野は、各国の事情や経済規模、産業発展度の違いを考慮して取組むこととされており、多くの事項が、次の節目としての2020年を目指した取り組みになると考えられる。

先ず、AECが保険市場に与える影響について、各モードごとに具体的に見てみよう。

モード1(国境を越えるサービス取引)を例とすれば、定期保険(生保)や自動車保険(損保)など比較的シンプルな商品から取組みが進むことが想定されるが、将来、これが実現すれば、人口5百万人のシンガポールの保険会社が、2.4億人も人口を有するインドネシア保険市場に直接アプローチし保険販売を行うことが可能になる。このためにはインターネットなどの媒体・技術やバンカシュアランスなどが重要な役割を果たす可能性がある。

他方、モード3(業務上の拠点を通じてのサービス提供)については違った角度からの考察も必要と思われる。すなわち、国による違いはあるが、現在でも、保険分野において外資による全額出資を認めている諸国(シンガポール・フィリピン・ベトナム・カンボジア・ラオス)、外資出資限度が80%水準のインドネシア、70%水準のマレーシアは、既に、AECにおいてサービス分野全体として目指す70%の水準を満たしており、保険分野において現行の水準が維持されるのか、現在は70%水準を超えて許容している諸国が将来70%水準まで厳格化するといったことが起こりうるのか、各国のナショナリズムの高まりによりさらに厳しい制限が設けられるのかも注目される所である。

以上モード1からモード4の自由化は、保険市場に直接的な影響を与えると思われるが、それらに加えて、AECにおける財の取引の自由化の推進は、アセアン域内の貿易や流通の拡大を通して、主に損害保険のニーズ拡大につながる可能性がある。資本や投資の自由化やインフラ開発など投資案件の増加は、保険会社にとっての資産運用の選択肢を増やし、投資リターン増加や、資産・負債管理(ALM)の効率化に寄与するであろう。また、熟練労働者の移動の自由化は、各国における保険事業従事者の知識レベルの向上や、

<sup>2</sup> スイス再保険(2014)では、4つのモードの中では、モード1が、二国間協定により、比較的短期に自由化されうる旨述べている。

標準化に資するという効果も考えられる。

### 3—まとめ

上記のとおり、2015年末のAEC発足に向けての取組みは進行している。全体としての達成度は80%以上と発表されているが、その評価基準や細目などの公表も限定的であり、実態としてどこまで交渉・実行が進んでいるかは不明な部分も多い。財貿易における関税の撤廃など顕著な成果を挙げている分野はあるが、多くの分野では重要事項における実質的な前進が未だ少ない。特に保険業を含むサービス分野の自由化は各国の経済規模や産業の発展度や構造の違いも大きく、各国の個別事情への配慮も許容していることからその歩みは漸進的なものとなっている。

従って、保険分野においては、2015年末のAECの発足はあくまで一つのマイルストーン（節目）ということになり、その時点で市場環境が大きく変化することはないと考えられる。しかしながら、中長期的に、アセアンの保険市場の発展を考える上では、各国が各市場の自由化の進展を目指すという共通の目的の下に、スケジュール感をもって共同で取組みを行うことの意義は大きいといえよう。各国の法制度や保険監督行政のレベルアップに向けての整合、域内の先進諸国から発展途上の諸国への知識・ノウハウ・技術などの移転が行われることはアセアン保険市場全体の発達に寄与するであろう。

それを行う上では、アセアン事務局の機能強化による、加盟各国それぞれの裁量余地を小さくした共通の基準による各国の目標設定や進捗状況のモニター、工程管理と評価、高い透明性をもった情報の公表が重要であると考えられる。各国は、ナショナリズムによる自国産業の保護の観点にとらわれずに、現行の法制度・規定の内容を後退させるということなく自由化を前進させることが大切であろう。さらに、将来的には、汎アセアンの保険監督機関の創設も視野に入ってくる可能性がある。

今後の自由化のプロセスの中で、域内の保険会社（域外保険会社の域内拠点を含む）による域内他国での保険販売や拠点の設置による参入が増え競争の激化が進むであろう。

それと同時に、保険会社に資本力やリスク管理・対応力、顧客対応力の強化やコーポレート・ガバナンスの向上などを促す動きが加速すると考えられる。M&A や戦略提携の動きはさらに加速し、アセアンの有力保険会社の域内他国への進出も増えると予想される。域内の（特に中堅・中小）保険会社の中には、法規制による資本や体制強化の要請や競争の激化の中で淘汰・統合されるケースも発生しよう。

他方、得意なニッチ分野を見つけて特化することによりビジネスチャンスを掴む事例も生じると考えられる。保険会社の立地の観点についても、汎アセアン戦略の重要性の中で、域内のハブとしての統括拠点強化の動き（国際金融センター・国際ビジネスセンターであるシンガポールはその有力な候補地となろう）や、国は違っても地理的、文化的、言語的、民族的等近接した複数の場所を所管する場所（例：タイ・ラオス国境、タイ・マレーシア国境、シンガポール・マレーシア国境（マレーシアのジョホール州）など）に拠点設置の動きが生じる可能性を感じている。

さらに保険販売においても、より専門性をもった販売人・代理店の育成や、アセアン域内を単位とした有力銀行との提携による汎アセアンでのバンカシュアランス販売体制の構築などの動きが増加するものと考えられる。熟練労働者の移動の自由が進めば、保険事業に従事する人材の育成や能力向上

も進展するものと考えられ、域内各国に配置する有能人材の確保や人材プールの構築に資するだろう。

いずれにせよ、一層の成長・拡大とそこでの競争環境の変化が予測されるアセアン保険市場の動向は、域内の市場関係者のみならず、域外の保険事業の関係者にとっても引続き注視すべき対象であると思われる。

(主要参考文献)

- ・赤羽裕(2013)「ASEAN 経済共同体における金融サービス・資本市場の連携・統合」『フラッシュ No.163』国際貿易投資研究所(2013年1月23日)。
- ・Aladdin D. Rillo(2014)「ASEAN Insurance Market Integration- How Far Can It Go?」(2014年7月4日)
- ・ASEAN 日本政府代表部(2014)「ASEAN の現状と日・ASEAN 関係」(2014年10月)。
- ・スイス再保険会社(2014a)「Sigma No.3/2014: World insurance in 2013」(2014年6月)、2015年1月 update。
- ・同上(2014b)「Getting together-the ASEAN Economic Community」(2014年11月)。
- ・「Asia Insurance Review」各号、Ins Communications Pte Ltd.。
- ・深沢淳一・助川成也(2014)『ASEAN 大資本統合と日本』文眞堂。
- ・[平賀富一\(2014\)「アジア主要国の生保市場動向」『保険・年金フォーカス』ニッセイ基礎研究所\(2014年7月22日\)。](#)
- ・Protocol to implement the fifth package of commitments on financial services under the ASEAN framework agreement on services および Annex: Schedule of specific commitments 等。  
<http://www.asean.org/communities/asean-economic-community/category/agreements-declarations-6>  
(2011年5月4日)。
- ・梅崎創(2015)「ASEAN 経済共同体の到達点と今後の展望」(平成26年度 IIST アジア研究会公開シンポジウム資料、2015年2月10日)。